

参照条文等

○設置届

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査)

消防法第十七条の三の二

第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二の五第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合には、それぞれ第十七条の二の五第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に従つて設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

○点検結果報告

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)

第十七条の三の三

第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○着工届

(工事着手の届出)

消防法第十七条の十四

甲種消防設備士は、第十七条の五の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の十日前までに、総務省令で定めるところにより、工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

自動火災報知設備の設置基準									
用途区分(消防法施行令別表第1)			一般 (延べ面積㎡) 以上	特定一階段 防火対象物 ※1	地階又は2階 (床面積㎡) 以上	地階・無窓階 又は3階以上 (床面積㎡) 以上	11階以上の階	その他 (床面積㎡) 以上	
		特定防火 対象物							
(1)項	イ(劇場等)	●	300	全部	駐車の用に供 する部分の存 する階で当該 部分の床面積 200 (駐車のすべ ての車両が同 時に屋外に出 ることができる 構造の階を除 く。)	300	全部	1)通信機器 室500 2)道路の用 に供される部 分で 屋上部分 600 その他 400	
	ロ(公会堂等)	●				300 ※2			
(2)項	イ(キャバレー 等)	●							(一般と同じ)
	ロ(遊技場等)	●				300 ※2			
	ハ(性風俗特殊 営業店舗等)	●	300 ※2						
ニ(個室型店舗 等)	●	300							
(3)項	イ(料理店等)		●			300			300 ※2
	ロ(飲食店等)	●							
(4)項	百貨店等	●	500			(一般と同じ)			300
(5)項	イ(旅館等)	●							
	ロ(共同住宅等)		300	全部		300			
(6)項	イ(病院等)	●			全部		(一般と同じ)		
	ロ(主として自力避 難困難なものが入所 する福祉施設等)	●						300	
	ハ(上記ロ以外の福 祉施設等)	●							
	ニ(幼稚園等)	●							
(7)項	学校		500	(一般と同じ)	200	300	全部		
(8)項	図書館等								
(9)項	イ(特殊浴場)	●	200	全部					
	ロ(一般浴場)		500	(一般と同じ)					
(10)項	停車場等		1000						
(11)項	神社・寺院等		500						
(12)項	イ(工場等)		全部						
	ロ(スタジオ)								
	イ(駐車場等)								
(13)項	ロ(航空機格納 庫)		500						(一般と同じ)
(14)項	倉庫		300						
(15)項	事務所等		1000	300 ※2					
(16)項	イ(特定複合用 途防火対象物)	●	300		全部				
	ロ(非特定複合用 途防火対象物)		※3		(一般と同じ)	300			
(16の2)項	地下街	●	300 ※4	(一般と同じ)	(一般と同じ)				
(16の3)項	準地下街	●	※5	全部					
(17)項	文化財		全部	(一般と同じ)					

※1 詳しくは(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く)に存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないもの
※2 (2)項イ～ハ、(3)項の地階又は無窓階は100㎡以上、(16)項イについては、地階又は無窓階に存する(2)項、(3)項の用途部分の床面積の合計が100㎡以上のもの
※3 各用途部分の設置基準に従って設置する
※4 ただし、(2)項ニ又は(6)項ロの用途に供されるものが存する場合は、当該部分に全て必要
※5 延べ面積500㎡以上で、かつ、(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分の床面積の合計が300㎡以上のもの